

第8期 第10回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年5月9日（木） 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員（17人）
4. 欠席委員（2人）
5. 議事録署名人の指名について（2人）
6. 議案審議（11件）
 - 議案第32号 農地法第3条の許可申請について（8件）
 - 議案第33号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について（2件）
 - 議案第34号 農用地利用集積計画（案）の決定への意見について（1件）
7. 農業委員会事務局職員（3人）

8. 会議の概要

○事務局長

皆さん、おはようございます。ご起立ください。姿勢を正してください。一同、礼。ご着席ください。総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。只今の委員の出席は19名中17名です。8番 ○○ 委員、9番 ○○ 委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員が過半数に達しておりますので本会議が成立していることをご報告いたします。なお、本日は○○推進委員が傍聴されます。それでは○○会長お願いします。

○議長（会長）

皆さん、おはようございます。

5月に入りまして、暑い日や寒い日が続いております。東温市の平野部は麦刈の時期となっております、中山間部では田植も始まっております。

このような大変お忙しい時期にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、国会では食料農村基本法が衆議院を通過しまして、参議院での審議となっており、このまま国会通過するものと思っております。

今回新たに食料緊急事態対策法ができる予定でして、高齢化する中で外国から食料が入ってこないだけではなく、国内の生産が減少した時にもこの法案が適用されますので非常に気になっているところです。

それでは只今から第10回農業委員会を開会いたします。

本日の議事録署名人ですが、10番 ○○ 委員さん、11番 ○○ 委員さん、よろしくお願いします。

議案審議に入っていきます。今回の議案は11件です。まず、議案第32号農地法第3条の許可申請について、8件を議題といたします。1番目の案件につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第32号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。

1番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○ ○○さん。土地は、○○番○、田、232㎡。権利内容は、売買です。作付作物は野菜です。主な農機具の保有状況は、軽トラックを所有しており、耕うん機を地元農家から貸借するとのことで、草刈機を購入するとのことです。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は0㎡です。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、○○さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、今回取得面積が1反以下でありますので、事務局にて農地法第3条許可申請書、営農計画書、申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、

確認結果といたしまして、数年で退職するにあたり以前から農業に従事したいと考えていたところ、この度の法改正により、僅少面積でも農地を取得できるようになったことを機に農地を売買することとなった。軽トラックを所有しており、草刈機を購入する予定で、耕うん機を近隣の農家から貸借する。年間を通して野菜を作付けし、収穫したものについては自家消費を行う。今後も近隣の農家から指導助言を得ながら農業技術の向上と収穫量の増加を目指していくとのことです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻2人で、年間150日間程度農業に従事するとのことです。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元は私の担当地区となりますので説明いたします。

○会長

説明いたします。譲受人の〇〇さんは〇〇でして、譲渡人は病気で農業ができない状況です。〇〇さんは54歳ということで、非常に熱心に〇〇地区の鳥獣害の駆除に取り組んでいただいております。また、以前から農業に興味を持っていたのですが、下限面積要件の関係で農地を取得することができませんでした。今般の法改正により、下限面積が撤廃されたため、まずは家庭菜園から始めようと考えておられたところ、耕作放棄地になりかけておられます当該地を売買で話がまとまりました。特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

それでは皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたしたいと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、2番目の案件につきましては取下げの案件になります。事務局より説明願います。

○事務局

2番の取下げ理由につきましては、今回申請地の〇〇番〇の農地の一部に200㎡未満の農業用倉庫が建築されていることが判明いたしました。農地法第3条許可申請については農地を農地として耕作する目的での許可となりますので、農地の一部に農業用倉庫

が建築されている場合は倉庫の底地については宅地となります。そのため、取り壊していただくか、分筆してからの申請となります。以上のことから取下げの判断となりました。以上です。

○議長（会長）

取下げについて何か質問はございませんか。

（意見・質問なし）

再度、申請がでてくるとしますのでその時は審議をお願いします。

それでは続きまして、3番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

3番 譲渡人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、田、944㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を父から貸借するとのことです。労働力は、本人の常時1人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙2をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、今回取得面積が1反以下でありますので、事務局にて農地法第3条許可申請書、営農計画書、申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、幼少期から農業に親しんでおり、この度の法改正により、僅少面積でも農地を取得できるようになったことを機に農地を売買することとなった。農業に必要な農機具については父から貸借する。年間を通してお米を作付けし、収穫したものについては自家消費を行う。今後も父から指導助言を得ながら農業技術の向上と収穫量の増加を目指していくとのことです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人で、年間150日間程度農業に従事するとのことです。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図 7 ページをご覧ください。申請地は○○さんの土地に隣接する北側の土地になります。○○さんとは同じ地区内で顔見知りです。○○さんから譲ってほしいとお願いしたようです。○○さんは地区の行事にも積極的に参加していただき、農業も頑張るとの話もしておられましたので特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

○委員 ○○委員

○○さんの職業は何をされている方でしょうか。

○委員 ○○委員

電気関係の仕事を自営でされているとのこと。

○議長（会長）

ほかに何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、4 番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

4 番 譲渡人 東京都東大和市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。土地は、○○番○、田、5 5 6 m²。同所同字○○番○、田、4 2 7 m²。同所同字○○番○、田、1 8 6 4 m²、同所同字○○番○、田、7 9 1 m²、同所同字○○番○、田、1, 8 3 7 m²。計 5 筆で合計面積は 5, 4 7 5 m²です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は耕作人に売買するため小作地解放です。作付作物は水稻、飼料作物です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺り機、選別機、計量機、乗用防除機です。労働力は、本人、子の常時 2 人です。耕作面積は 4 0, 3 3 8 m²。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことで、農地法第 3 条第 2 項各号不許可要件ですが、1 から 6 いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願い

いします。

○委員 ○○委員

説明します。地図8ページをご覧ください。申請者から土地を購入するとの連絡があり現地を見に行っただのですが、元々借りて耕作していた農地でして引き続き耕作されるとのことで売買が成立したとのことでした。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、5番目、6番目の案件につきましては、譲受人が同一ですので一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局

5番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 東温市○○番地○ ○ ○○さん。土地は、○○番○、田、456㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は水稻、野菜です。主な農機具の保有状況は、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機です。労働力は、本人、妻、母の常時3人です。耕作面積は8,910.22㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのこと。続きまして

6番 譲渡人 東温市○○番地○ ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○番○、畑、457㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物以下は同じです。よって農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、1から6いずれにも該当しないため、許可要件は全て満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いいたします。

○委員 ○○委員

説明します。地図9ページをご覧ください。譲受人の○○さんは自営業をされております。まず、5番の案件について譲渡人の○○さんは農業をしていないので隣接地を耕作しておりました○○さんに話をし、売買で話がまとまりました。続きまして、6番の案件について、場所は桜づつみ公園の西側にありまして、この案件につきましても申請地の隣を○○さんが畑として耕作しておりまして、隣地であることから売買で話がまと

まりました。特に問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、7番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

7番 貸付人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。借受人 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、564㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は使用貸借権設定10年です。作付作物はケールです。主な農機具の保有状況は、運搬車両、農業に必要な農機具については〇〇農園と共同利用します。労働力は、常時3人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことです。

なお、〇〇につきましては、農地所有適格法人の申請もございましたので、別紙3-2をご覧ください。書類左側が農地所有適格法人の要件でございます。右側については、〇〇が農地所有適格法人の要件を兼ね備えているか申請書や定款などの書類等を確認し判断しております。

まず、農地所有適格法人の要件ですが、4つの要件がありまして、

1つ目が、法人形態要件ですが、〇〇は株式会社ですので要件を満たしております。

2つ目が、事業要件ですが、収入の過半が農業関連事業の収入ということで、農産物の生産、加工、販売が収入の過半を占めているので要件を満たしております。

3つ目が、議決権要件ですが、総議決権の過半が、農業関係者であることですが、構成員の過半が農業の関連事業の常時従事者ということで要件を満たしております。

4つ目が、役員要件ですが、役員の過半が法人の行う農業に年間150日以上常時従事する構成員であることですが、役員2人と重要な使用人1人が年間150日以上従事するとのことで要件を満たしております。

よって、必要な4要件を満たしているため、農地所有適格法人として判断しております。

また、〇〇は東温市では新規就農、企業参入になりますので、別紙3-1をご覧ください。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、今回取得面積が1反以下でありますので、農地法第3条申請書、営農計画書、申請者からの聞き取りにより、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、自社製造する食品の原材料を調達するために、農地を貸借し耕作を行いたく申請に至った。農業に必要な農機具はグループ会社から貸借し、農業の

指導助言を受けて営農を行う。申請地にはケールの作付けを行い、収穫物については自社で使用する。今後、農業法人の〇〇との統合を予定しているとのことです。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、農地所有適格法人以外の法人により権利取得ではありません。（農地所有適格法人の要件を備えています。）第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、農地所有適格法人として行い、常時3人、年間150日間程度農業に従事するとのことです。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのことです。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図10ページをご覧ください。申請地は〇〇の北側の農地でして、この土地も何十年も借りて耕作しております。現場もきちんと耕作されておりますので特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、8番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

8番 譲渡人 京都府亀岡市〇〇番〇 〇〇 〇〇さん。譲受人 東温市〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇、畑、195㎡。同所同字〇〇番〇、畑、386㎡。同所同字〇〇番、畑、576㎡。計3筆で合計面積は1,157㎡です。譲受人の耕作状況について申し上げます。権利内容は売買です。作付作物は薬草（オタネニンジン、トウキ、シャクヤク）です。主な農機具の保有状況は、草刈機、購入予定として管理機、改良母体機（収穫機）です。労働力は、本人、妻の常時2人です。耕作面積は0㎡。周辺農業経営への影響は、特に支障なしとのことです。

なお、〇〇さんにつきましては、東温市で新規就農者になりますので、別紙4をご覧ください

下さい。農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書について、令和6年4月25日15時30分から〇〇委員さん、〇〇推進委員さんにも同席いただきまして、面接を実施しております。面接に際して、農地法第3条第2項1号から6号までの該当の有無を確認しております。

まず第1号不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止についてですが、確認結果といたしまして、以前暮らしていた兵庫県で4,000坪の薬草園を共同経営しており、薬草を栽培している。東温市に移住し、薬草栽培したく農地を探していたところ申請地を売買することとなった。草刈機を所有しており、管理機、改良母体機を購入する予定であり、主に薬草とお茶を栽培し、収穫物についてはネット販売を考えている。今後収穫量の増加と経営規模拡大を考えているとのこと。

第2号、「農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止」ですが、該当ありません。第3号「信託の引受の禁止」ですが、該当ありません。第4号「農作業常時従事要件」ですが、常時本人、妻2人で、年間200日間程度農業に従事するとのこと。第5号「所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止」ですが、該当ありません。第6号「地域との調和要件」ですが、地域の慣習に従い、除草作業等を行う。農道・水路などの共同利用施設の取決めを遵守すると共に、農業の維持・発展に関する地域の話し合いに積極的に参加するとのこと。以上のことから、農地法第3条第2号各号いずれにも該当しないため、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

説明します。地図11ページをご覧ください。申請地は〇〇と〇〇のちょうど中間地点となっております。申請地は以前からシルバー人材センターが来て年に数回草刈を行っている状態です。今回、〇〇さんが購入することになったとのこと。〇〇さんは〇〇市で4,000坪の薬草を作っておられるそうで、半分以上が自分の土地でして、6人が農業に従事しているそうです。2年前に〇〇市に引っ越してきており、数カ月前に現住所に引越してきたとのこと。現住所から申請地も近く栽培経験も豊富であることから、特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆さんのご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第33号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第33号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明します。
農用地区域からの除外の案件になります。

9番 所有者、申出者ともに 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇の一部、畑、1,630㎡の内519㎡です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第2種農地。転用目的は農家住宅、農業用倉庫です。開発許可は不要で、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、申請地が私の担当地区となりますので、説明いたします。

〇〇さんは数年前に新規就農として営農を開始しておりまして、認定農業者にもなっております。兄弟で営農しておりまして、兄の方が実家を継ぐとのことから、弟は近隣に住宅をかまえたいとのことです。農家住宅での申請となっております。以上です。

○議長（会長）

只今、説明させていただきましたが、皆様のご意見お伺いしたかと思います。何かご意見ございませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、10番目の案件につきまして事務局より説明願います。

○事務局

10番 所有者 東温市〇〇番地〇 〇〇 〇〇さん。申出者 東温市〇〇番地〇〇 〇〇さん。土地は、〇〇番〇の一部、田、1,209㎡の内353㎡。です。都市計画区域は市街化調整区域。農地区分は第3種農地。農用地区域は農用地区域外。転用目的は分家住宅です。開発許可は必要で、転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんとなりますので、確認結果の報告をお願いします。

○委員 〇〇委員

ご説明いたします。地図は13ページになります。申請地は〇〇の東側になります。所有者の〇〇さんの娘婿が〇〇さんです。今は〇〇のアパートに住んでおりますが、実

家付近に家を建てる申請になっております。特に問題ないと思われます。以上です。

○議長（会長）

只今、説明がありましたが、皆様のご意見お伺いしたと思います。何かご意見ございませんか。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案第34号、農用地利用集積計画書（案）の決定への意見について、議題とします。事務局より説明願います。

○事務局

議案第34号 農用地利用集積計画（案）の決定への意見について説明いたします。お手元にお配りしております。農用地利用集積計画書をご覧ください。

令和6年度第2号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるものです。概要についてご説明いたします。表紙をめくってください。

今回は6月1日開始分です。申し出件数は184件、面積は412,675㎡。

その内、期間借地は30件、面積は75,275㎡となっています。

貸し手は147名、借り手は82名です。期間は、1年から10年となっています。中でも5年契約が最も多くなっています。作物別設定面積で米以外7種となっております。米10aあたりの賃借料については、今回、現金での最高値、最安値は5,700円です。現物では、最高35kg、最低19kgとなっております。

地目別は、田 410,211㎡。畑 2,464㎡です。次のページから期間別、地目別の面積等が記載しております。

以上が概要でございます。東温市が定めております農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に適合していると考えます。以上です。

○議長（会長職務代理者）

この件につきまして、皆様のご意見をお伺いしたと思います。

（意見・質問なし）

ないようでしたら採決をしたらと思います。承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手で、承認いたします。

本日の議案審議については、11件、これで全て終了しました。

次回の農業委員会は令和6年6月7日となっております。

以上で第10回農業委員会を閉会いたします。熱心なご審議ありがとうございました。